

最高裁秘書第4611号

令和元年9月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書不開示通知書

6月25日付け(同月26日受付、第014098号)で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所名義の公用車のフリート契約の内容が分かる文書(最新版)

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課(文書室) 電話03(3264)5652(直通)